

議案第 9 号

令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

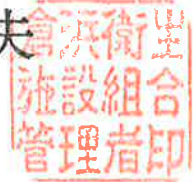
みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

原本の写に相違ないことを証明する

令和 4 年 3 月 30 日

倉浜衛生施設組合

管理者 桑江朝千夫



令和 4 年 3 月 30 日

令和 4 年 3 月 30 日原案可決

倉浜衛生施設組合議会

議長 小 谷 良 博



倉浜衛生施設組合  
管理者 桑江朝千夫

## 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

令和4年度倉浜衛生施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,208,744千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月30日 提出

倉浜衛生施設組合  
管理者 桑江 朝千夫

第1表歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		2,197,211
	1. 負担金	2,197,211
2. 使用料及び手数料		242,890
	1. 手数料	242,890
4. 財産収入		23
	1. 財産運用収入	23
5. 繰入金		56,540
	1. 基金繰入金	56,540
6. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
7. 諸収入		350,079
	2. 預金利子	11
	3. 雑入	350,068
8. 組合債		362,000
	1. 組合債	362,000
歳入合計		3,208,744

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		6,044
	1. 議会費	6,044
2. 総務費		619,950
	1. 総務管理費	619,215
	2. 監査委員費	735
3. 衛生費		2,007,279
	1. 清掃費	2,007,279
4. 公債費		560,471
	1. 公債費	560,471
5. 予備費		15,000
	1. 予備費	15,000
	歳 出 合 計	3,208,744

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為

(新規)

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
勤怠管理システム保守点検業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	2,746
勤怠管理システム借上料	令和4年度から 令和9年度まで	10,060

### 第 3 表 地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宜野湾清水苑処理棟解体工事	362,000	証書借入又は証券発行	年6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	362,000			